明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（総務四二六）　一
〔公告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　三
裁判所
破産、免責、会社更生関係　三
特殊法人等
独立行政法人理化学研究所平成二十四事業年度財務諸表、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、特定計量器型式承認、公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

告示

○総務省告示第四百二十六号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一⑶の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月十八日

総務大臣　新藤　義孝

第一項の表二十九の項を次のように改める。

二十九　証明規則第二条第一項第十号に掲げる無線設備	別表第八十五

第一項の表中三十の項から三十三の項までを削り、三十四の項を三十の項とし、三十五の項から三十八の項までを四項ずつ繰り上げ、三十九の項を三十五の項とし、同項の次に次のように加える。

三十六　証明規則第二条第一項第十一号の六の四に掲げる無線設備	別表第三十一

第一項の表中四十の項を三十七の項とし、四十一の項から四十四の項までを三項ずつ繰り上げ、四十五の項を四十二の項とし、同項の次に次のように加える。

四十三　証明規則第二条第一項第十一号の十の四に掲げる無線設備	別表第三十一

第一項の表中四十六の項を四十四の項とし、四十七の項を四十五の項とし、同項の次に次のように加える。

四十六　証明規則第二条第一項第十一号の十九に掲げる無線設備	別表第八十六 別表第七十九
四十七　証明規則第二条第一項第十一号の二十に掲げる無線設備	別表第八十七

第一項の表中百二十四の項を百二十五の項とし、七十三の項から百二十三の項までを一項ずつ繰り下げ、七十二の項を削り、七十一の項を七十三の項とし、四十九の項から七十の項までを二項ずつ繰り下げ、四十八の項を五十の項とし、同項の前に次のように加える。

四十八　証明規則第二条第一項第十一号の二十の二に掲げる無線設備	別表第八十七
四十九　証明規則第二条第一項第十一号の二十の三に掲げる無線設備	別表第八十七

本則に次の一項を加える。

3　前項の届出があった場合には、総務大臣は当該登録証明機関の名称及び当該試験方法をインターネットの利用その他の方法により公表する。

別表第十八中「第２条第１項第４号の５及び６」を「第２条第１項第４号の５及び第４号の６」に改める。

別表第二十五から別表第二十八まで　削除

別表第二十五から別表第二十八までを次のように改める。

別表第二十九の二の項から四の項までを次のように改める。